

諮問番号：令和2年度諮問第2号

答申番号：令和2年度川行審答申第3号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

等級が1級にあたいしないのか審査してほしい

##### (2) 審査請求の理由

主治医変更もなかったにもかかわらず障害等級が1級から2級に変更になっている。

症状もかわっていない、日常生活にも支障あり、それにもかかわらず、等級の変更があった。

#### 2 審査庁の見解

##### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

##### (2) 理由

ア 令和元年6月10日付け精神障害者保健福祉手帳の交付決定(以下「本件処分」という。)に至る手続について

本件処分は、審査請求人からの適法な申請に対し、健康福祉局精神保健福祉センターにおいて障害等級を認定しているもので、その手続に関しては法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

イ 審査請求人の障害等級について

「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項」(平成7年9月12日付け健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「診断書留意事項」という。)によれば、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認、精神障害の程度の総合判定というステップを経

て行うものとされているため、主治医の令和元年5月10日付け診断書(以下「本件診断書」という。)の記載から、本件処分に係る処分庁の判断につき検討する。

(ア) 精神疾患の存在の確認

本件診断書には「双極性障害 ICDコード F31」とあり、審査請求人は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第5条の精神疾患を有していることが確認できる。

(イ) 精神疾患(機能障害)の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」欄及び「5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄の記載内容だけでは、病相期の病状、状態像等が高度なものであるかは必ずしも判然しない。

(ウ) 能力障害(活動制限)の状態の確認

本件診断書「6 生活能力の状態」の記載には、1級相当の記載と2級相当の記載が混在しており、全体の整合性を考慮して総合的に判断する必要がある。

本件診断書の記載によれば、審査請求人は、うつ状態のときには寝込んでしまって食事をとれなくなり、食事、保清、金銭管理及び危機対応などの日常生活関連項目について「できない」状態となり、知人などに援助を頼むことも多いことが認められるが、「寛解時には一応単身で生活できている」ため、病相期以外の期間があつて、そのときには一応単身で生活できていると認められる。

また、本件診断書の記載によれば、審査請求人において入院等はおらず在宅の単身で生活しており、生活保護を受けているものの他の障害福祉等のサービスは受けておらず、訪問看護の指示についても該当していない。

以上から、審査請求人は、おおむね障害等級1級程度に該当する「食事、保清、金銭管理、危機対応に完全な問題があり、「援助があつても自ら行い得ない」程度のもの」又は「食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、「常に援助がなければ自ら行い得ない」程度のもの」に至っているとは認められないが、おおむね障害等級2級程度に該当する「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければできない」程度のもの」に該当するものと認められる。

(エ) 精神障害の程度の総合判定

上記(ア)から(ウ)までを考慮して、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。)第6条第3項の障害等級2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

(オ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「主治医変更もなかったにもかかわらず障害等級が1級から2級に変更になっている。症状も変わっていない。日常生活にも支障あり、それにもかかわらず等級の変更があった。」と主張しているため、同じ主治医による平成29年5月22日付け診断書(精神障害者保健福祉手帳用)(以下「前回の診断書」という。))を確認した。

前回の診断書と本件診断書はおおむね同じ内容だが、一部の内容に変化(軽減)が見られるものとなっていた。

前回の精神障害者保健福祉手帳の等級決定に関する処分(平成29年6月7日付け。以下「前回の処分」という。)においては、審査請求人が平成26年8月に入院している事実を捉える等して、おおむね今後2年間の症状悪化の蓋然性も考慮し、総合的に障害等級を1級と判定したものと認められる。

これに対し、本件処分では、約2年前の前回の処分のおかげから悪化していない状態で推移しているものと認められること、一部の内容については変化(軽減)している点もみられること、さらに、今後も現在の生活環境を継続していくことが想定され、おおむね今後2年間に症状が悪化すると予想すべき合理的理由も認め難いこと等も検討した上で、上記(エ)により、審査請求人の精神障害の状態を障害等級2級に該当するとしたものと認められる。

その他審査請求人の精神障害の状態が障害等級1級に該当すると認めるに足りる主張や証拠の提出等はなかった。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を2級とした処分庁の判断に不合理な点があったとはいえない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

他に本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 理由

第2 2(2)と同様

### 第4 調査審議の経過

令和2年 7月 1日 諮問の受付

同年 8月19日 第1回審議

同月25日 川崎市長あて調査を実施

同年 同月27日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出

同年 9月28日 第2回審議(審査庁からの聞き取り調査)

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

#### 2 審査会の判断について

##### (1) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

##### (2) 審査請求人の障害等級について

診断書留意事項によれば、障害等級の判定は診断書の記載内容に基づき行われることが示され、精神疾患の存在の確認、精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認、精神障害の程度の総合判定というステップを経て行うものとされている。

##### ア 精神疾患の存在の確認

本件診断書の「1 病名」欄を見ると、審査請求人には主たる精神障害として「双極性障害 ICDコード F31」があるとされており、精神疾患を有していることが確認できる。

##### イ 精神疾患(機能障害)の状態の確認

本件診断書の記載内容からは、審査請求人において、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知)の別紙に記載の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期」があることが認められるが、本件診断書の「4 現

在の病状、状態像等」欄及び「5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄の記載内容だけでは、病相期の病状、状態像等が高度なものであるかは必ずしも判然としない。

#### ウ 能力障害(活動制限)の状態の確認

「精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」(厚生省保健医療局精神保健課長通知、平成7年9月12日付け健医精発第46号。)において、能力障害(活動制限)の状態の判定については、「6 生活能力の状態」欄等を参考にすることからすると、同欄の記載全体の整合性を考慮し、さらに他の記載欄の内容も踏まえて総合的に判断する必要があると解される。

「6 生活能力の状態」及び「7 6の生活能力の具体的程度、状態等」欄の記載によれば、審査請求人は、うつ状態のときには寝込んでしまって食事をとれなくなり、食事、保清、金銭管理及び危機対応などの日常生活関連項目について「できない」状態となり、知人などに援助を頼むことも多いことが認められる。

しかしながら、「7 6の生活能力の具体的程度、状態等」欄には、寛解時には一応単身で生活できているとの記載がある。そのため、審査請求人には病相期以外の期間があつて、そのときには一応単身で生活できていると認められる。

また、本件診断書の「6 生活能力の状態」の「(1) 現在の生活環境」欄の記載によれば、審査請求人において入院等はしておらず在宅の単身で生活しており、「8 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄の記載によれば生活保護を受けているものの他の障害福祉等のサービスは受けておらず、「9 現在の治療内容」欄では、訪問看護の指示についても該当していない。

以上のように、審査請求人の能力障害(活動制限)の状態を確認すると、おおむね障害等級2級程度に該当する「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければできない」程度のもの」に該当するものと認められる。

#### エ 精神障害の程度の総合判定

上記ア～ウを考慮して、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健福祉法施行令第6条第3項の障害等級2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

#### オ 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求の理由として「主治医変更もなかったにもかかわらず障害等級が1級から2級に変更になっている。症状も変わっていない。日常生活にも支障あり、それにもかかわらず等級の変更があった。」とする旨を主張している。そのため、前回の診断書を確認した。

前回の診断書と本件診断書はおおむね同じ内容であったが、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の「オ 他人との意思伝達、対人関係」について、前回の診断書では「できない」となっていたものが本件診断書では「援助があればできる」となっており、一部の内容に変化が見られた。また、診断書における薬の処方の記載も変化しており、病状の変化がここに示されている。前回の診断書においては主に躁状態に対応する処方であったが、本件診断書では主にうつ状態に対応する処方に変化していることが確認された。

そして、前回の処分においては、審査請求人が平成26年8月に入院している事実を捉える等して、審査請求人におけるおおむね今後2年間の症状悪化の蓋然性も考慮し、総合的に障害等級を1級と判定したものと認められる。

これに対し、本件処分では、審査請求人の精神障害の状態が約2年前の前回の処分のときから悪化していない状態で推移しているものと認められること、一部の内容については変化(軽減)している点もみられること、今後も審査請求人が現在の生活環境を継続していくことが想定されおおむね今後2年間に審査請求人の症状が悪化すると予想すべき合理的理由も認め難いこと等も検討した上で、上記エにより、審査請求人の精神障害の状態を障害等級2級に該当するものとして認められる。

その他審査請求人の精神障害の状態が障害等級1級に該当すると認めるに足りる主張や証拠の提出等はなかった。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を2級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

### (3) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

なお、「精神保健福祉判定医非常勤嘱託員に関する設置要綱」に基づいて精神保健福祉判定医が判定をする際の体制についての一般論であるが、処理すべき案件が非常に多く、判定に携わる専門家の確保に苦慮してい

る状況にあるとはいえ、判定をより一層公平公正に行う見地からは、なお改善の余地があると考えられる。精神障害者保健福祉手帳の等級決定に当たり、精神保健福祉判定医が判定をする際の体制のさらなる改善の検討を求めたい。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	田	所	美佳
委員	林	直	樹